

## 規則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

### 埼玉県人事委員会規則二四一五

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年埼玉県人事委員会規則二四一一）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第二十八条第三項第一号括弧書」を「第二十八条第三項第一号」に、「同法第八十六条第二項に規定する」を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二十三条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（改正後の第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる場合を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合については、なお従前の例による。